

優先駐車区画標示用カラーコーン及びカバー交付要綱

制定 令和 7 年 4 月 18 日 健福 2350 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 本要綱は、横浜市内の民間事業者に対し、優先駐車区画標示のためにカラーコーン及びカバーを交付する際の手続きを定めることを目的とする。

（交付条件）

- 第 2 条 横浜市内に設置されている不特定多数の者が利用する駐車場を有し、又は管理している事業者であること。
- 2 優先駐車区画を標示する駐車区画が、横浜市内に設置されている不特定多数の者が利用する駐車場であること。
- 3 かながわ障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）における協力施設の届出をすること。

（交付物）

- 第 3 条 カラーコーンを 1 の駐車場につき、1 つまで交付する。
- 2 カラーコーンカバーをカラーコーン 1 つにつき、1 枚交付する。

（申請手続き）

- 第 4 条 カラーコーン及びカバー交付申請書（様式 1）に必要事項を記入し、健康福祉局福祉保健課福祉のまちづくり担当に提出すること。
- 2 申請書と共に、以下の書類を提出すること。
- （1）事業所の所在地を証明する書類（例：登記簿謄本、賃貸契約書など）
 - （2）優先駐車区画を標示する予定の駐車場の所在地が分かる書類
 - （3）優先駐車区画を標示する予定の駐車区画の写真
- 3 申請は毎年 5 月 1 日から 12 月 31 日までの間に行うこと。

（交付方法）

- 第 5 条 提出された申請書などを審査し、適格と認められた事業者に対して交付を行うものとする。
- 2 指定した日時に横浜市健康福祉局福祉保健課で交付を行う。具体的な日程は、優先駐車区画標示用カラーコーン及びカバー交付決定通知書（様式 2）をもって案内する。

(設置完了報告)

第 6 条 優先駐車区画標示用カラーコーン及びカバー設置報告書(様式 3)をもって、健康福祉局福祉保健課福祉のまちづくり担当に報告を行うこと。

2 添付書類は次に掲げる内容を記載した書類とする。

- (1) カラーコーン及びカバーを設置した当該駐車区画の写真。
- (2) かながわ障害者等用駐車区画利用証制度(パーキング・パーミット制度)における協力施設の届出をしたことが分かる書類。

(留意事項)

第 7 条 交付されたカラーコーン及びカバーは、優先駐車区画の標示目的にのみ使用すること。

2 カラーコーン及びカバーの設置方法は、ホームページ「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度(パーキング・パーミット制度)」の設置例に従うこと。

3 交付したカラーコーン及びカバーの管理は各事業者の責任で行うこと。

4 優先駐車区画の廃止に伴いカラーコーン及びカバーを廃棄する場合は、各事業者の責任で行うこと。

5 同じ駐車場への再交付は行わない。

附則

この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日まで有効とする。

第 1 号様式

年 月 日

横浜市長

名 称

所 在 地

代表者氏名

責任者氏名

担当者氏名

連 絡 先

メールアドレス

優先駐車区画標示用カラーコーン及びカバー交付申請書

優先駐車区画標示用カラーコーン及びカバー交付要綱に基づき、次のとおりカラーコーン及びカバーの交付を申請します。

- 1 優先駐車区画を標示しようとする施設名称
- 2 優先駐車区画を標示しようとする施設の所在地
- 5 添付書類
当該駐車場の整備状況が分かる図面及び写真

年 月 日

様

横浜市長

優先駐車区画標示用カラーコーン及びカバー交付決定通知書

年月日にご申請いただきました優先駐車区画標示用カラーコーン及びカバー交付につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定事項

カラーコーン及びカバー交付します。

2 交付方法

年 月 日の 時から 時の間に、横浜市役所 15 階に受領に来てください。

ご都合が悪い場合は、健康福祉局福祉保健課福祉のまちづくり担当までご連絡をお願いします。

3 交付報告書の提出

交付後、速やかに当該優先駐車区画に標示したうえ、神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部地域福祉課 かながわ障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）にて協力施設の届出を行い、交付報告書を決定通知後 30 日以内に、健康福祉局福祉保健課福祉のまちづくり担当までを提出してください。

担当：横浜市健康福祉局福祉保健課
福祉のまちづくり担当
電話 671-2387

第3号様式

第 号

年 月 日

横浜市長

名 称

所 在 地

代表者氏名

責任者氏名

担当者氏名

連 絡 先

優先駐車区画標示用カラーコーン及びカバー設置報告書

年 月 日 第 号をもって交付決定通知のありました優先駐車区画標示用カラーコーン及びカバー交付事業につきまして、次のとおり報告します。

1 優先駐車区画を設置した施設名称

2 優先駐車区画を設置した施設の所在地

3 添付書類

(1) 優先駐車区画標示後の写真

(2) かながわ障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）における協力施設の届出をしたことが分かる書類